

亀岡市都市計画審議会常務委員会
議 案

(令和3年度第1回)

亀岡市都市計画審議会常務委員会
令和3年11月26日開催
※無断複製転載はご遠慮ください

議第101号

南丹都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する
同法第19条第1項の規定に基づき、南丹都市計画生産緑地地区を次のとおり
変更する。

南丹都市計画生産緑地地区の変更（亀岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位置	面積(ha)	備考
79	三宅町2丁目	—	地区の全部廃止 (約0.12ha 廃止)
87	篠町柏原石垣	約0.42	地区の一部廃止 (約0.13ha 廃止)
88	篠町柏原田中	約0.33	地区の一部廃止 (約0.11ha 廃止)
(既決定地区) 137地区	137地区	約32.86	上記変更に係る地区を除く
合計	139地区	約33.62	

※面積の表示については小数点以下第2位まで（第3位を四捨五入）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、市街化区域内における農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的な緑地保全及び環境機能の増進を図るため、本案のとおり変更するものである。

新 旧 対 照 表

	新	旧	備 考
面積 (ha)	約 33.62	約 33.97	地区の全部廃止 (約 0.12ha 廃止) 地区の一部廃止 (約 0.24ha 廃止)
地区数	139	140	1 地区廃止

※面積の表示については小数点以下第2位まで(第3位を四捨五入)

変更理由説明書

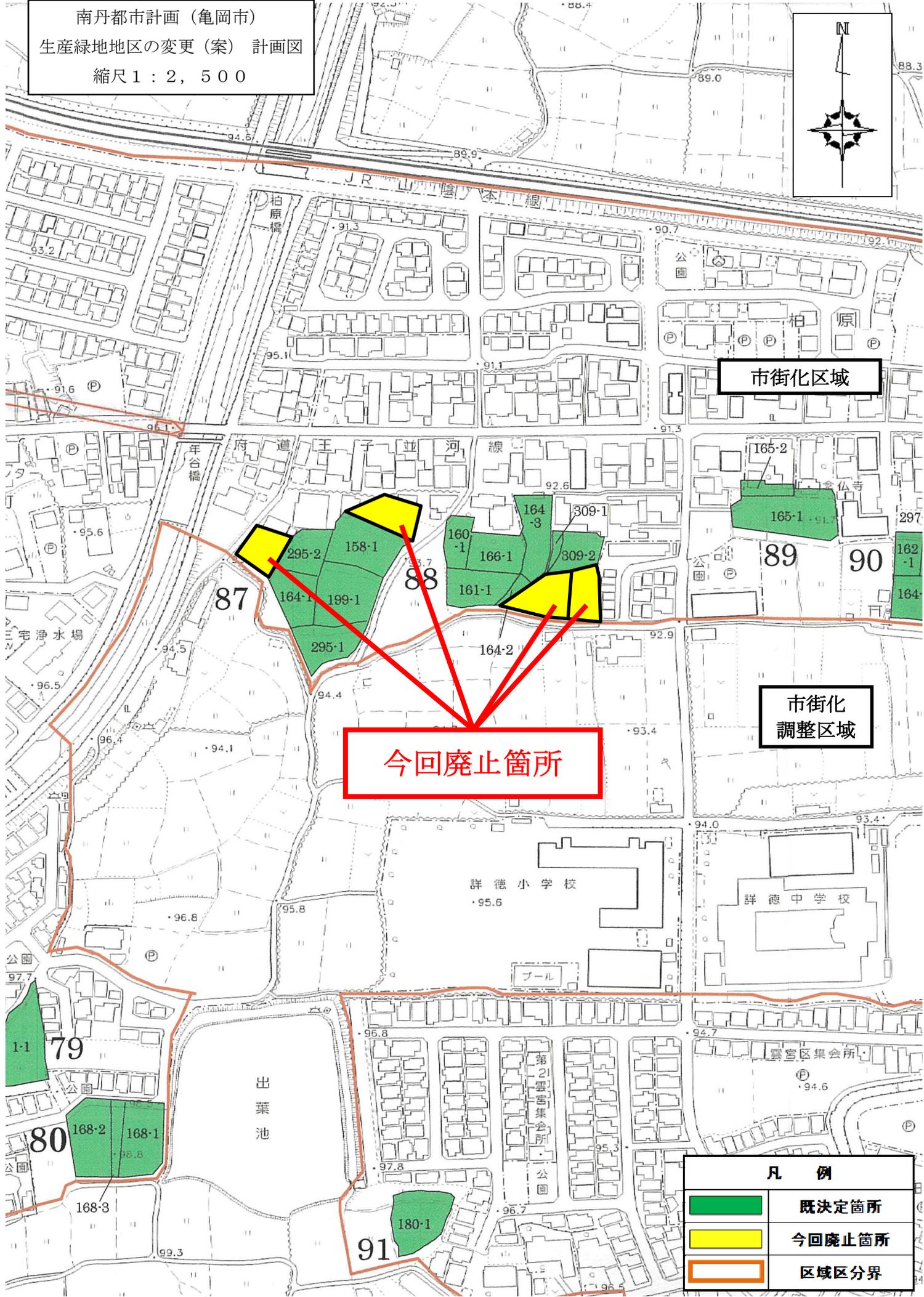
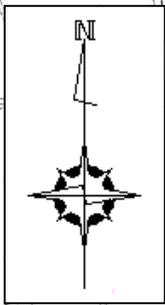
現在、本市においては、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら市街化区域内における環境機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な市街地環境の保全を図るため、都市計画法及び生産緑地法に基づき、140地区、約33.97haを生産緑地地区として都市計画決定している。

今回、都市計画の変更を行う地区番号79、87、88は、主たる従事者の死亡により生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、農業従事を希望する者がこれを取得できるよう農業委員会に取得のあつせんを依頼したが希望がなかったため、行為制限が解除された生産緑地を廃止し、地区面積を変更するものである。

なお、今回の変更により、生産緑地地区数は139地区となり、生産緑地地区面積は約0.35ha廃止し、約33.62haとなる。

計 画 付 図

南丹都市計画（亀岡市）
 生産緑地地区の変更（案）計画図
 縮尺 1 : 2, 5 0 0



市街化区域

市街化調整区域

今回廃止箇所

凡 例	
	既決定箇所
	今回廃止箇所
	区域区分界